

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十五号

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「三十歳以上の」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。